

## 書 評

嘉本伊都子著

### 『国際結婚の誕生』

——〈文明国日本〉への道』

(新曜社 2001年)

南野佳代

#### 1. はじめに

「国際結婚の誕生」というタイトルを見て、評者がまず連想したのは『子どもの誕生』教育の誕生』というアリエスの著書であった。そこで、いわゆる「社会史」という分野の専門書なのだろうと推測しながら表紙をめくると、「歴史社会学」研究と書かれている。そして、国際結婚という「ヘンな言葉」は日本においてのみ流通している、日本で発明された言葉であるという刺激的な序言があった。(もちろん、「ヘン」かどうかは何を「正常」とみなすかによって変わってくるだろう) 配偶者の国籍が日本でないことに注目して「国際結婚」という言葉を用い、特別な婚姻形態として認識することが、「特殊日本的」であるということらしい。それでは「国際結婚」という言葉が、いつごろから、どのようにして人々の間で使われ始め、または公的文書に使用され、その言葉の意味や解釈が人々の言語的実践によって維持され、あるいは改定され、日常を構築する言説の一部となっていくのか、という言語的アプローチかと予測して読み始めるとそれも違っていた。本書は規範的分析の範疇に入るものと見受けられた。歴史社会学は難しい。なぜ難しいのかについての評者の見解は、後で述べることにする。

以上のことから露呈されるのは、一応「法社会学」を専門とする評者がいかに社会学という学問

領域に対して浅薄でしかも偏った知見しか持ち合わせていないか、ということである。学問的関心と能力から、評者自身の社会学についての知見に自ずと限りがあることはいうまでもない。が、本書を通読する過程で改めて気づかされたのは、法学の一領域としての法社会学を学んできた者として、社会学のサラブレッド学者による研究を、法学的期待をもって読んでしまう習性を身に付けてしまっているということであった。個人的には、貴重な経験であったと満足しているが、このような事情により、著者と書評読者諸氏にはご迷惑をおかけすることを最初にお詫びしておきたい。

以下、本書の各章を概観し、若干のコメントを行い、最後に著者への期待を表明して結びに代えたい。

#### 2. 本書の紹介

本書を公正に紹介することは評者の力の及ぶところではないことは上にお断りした通りではあるが、敢えて挑戦することによって、評者の関心のありかを示すことができれば幸いである。

序章では、国際結婚という言葉は明治時代に西洋から輸入された言葉ではなく、日本において産出され、外来語を「駆逐し」て(3頁)定着した言葉であることを指摘する。それは日本が近代国民国家として自らの対外的・対内的アイデンティティを確立し、諸制度を整えていく過程において生まれてきた言葉である。それには日本国民とは誰なのかという境界確定が必要とされるが、対外的には国家としての諸条件(と西欧列強が示したもの)を整えることであり、国籍という境界を確

定することが必要であった。対内的には国民（臣民）は誰なのかを確定するために戸籍を整備するという手段が使われた。

日本においては、国籍という境界こそが二重の意味で重要視されることから、国際結婚という国籍に焦点を置いた結婚形態の識別が行われる。それに対して、西洋では、国境という境界よりもむしろ、社会内部の諸集団の「人種、民族、宗教、文化、エスニシティ」（9頁）の境界が重要視されるため、その境界を越える婚姻が「雑婚」として識別されるのである。つまり、婚姻形態の種別を何に着眼して識別するか、ある社会が重要視する境界を見出すことができるのである。

「国際結婚」である以上、配偶者が各々の出身国からその所属（XX国民であること）を承認されていなければならない。また、婚姻が有効に成立するためには両国からその婚姻が正当であると承認されねばならない。そのためには、両国が、国民は誰かということと、正当な婚姻はどのように成立するかということとを互いに明確に示し、承認しあうことができなければならない。その取決めが法律として整備されてはじめて両国国民の間に国際結婚が成立するのである。つまり、明治期の日本は文明国の仲間入りを果たし、西欧諸国と対等な立場に立つ必要があった。その諸条件が満たされるまでの間、日本人と外国人との婚姻は、日本においてのみ有効に成立していたのである。そしてその期間が、日本が近代国民国家の基礎を築くのに要した年月であった。以上の理論的立場にたって、著者は鎖国開始から幕末・明治における、外国人と日本人の性的関係づけのいわば公的規制にかかわる文書、資料を丹念に読み解いていく作業に1章から7章を充てている。この部分は歴史社会学的実証の核心部分であり、本書に対する専門的批評においてはもっとも精密な検討を要

する部分であるが、もとよりそれは評者の力の及ぶところではないため、以下、簡単な紹介に留めることにする。

第1章は「国際結婚」前史（30頁）と位置づけられる、幕府の鎖国政策下の諸外国人と日本人の交流の制限と、制限の下で認められてきた、外国人男性と日本人遊女の関係とその子どもたちの処遇についての幕府による規制（＜異国人＞間関係、30頁）を検討する。すなわち、鎖国以前の無干渉、つまり「普通の婚姻関係」から、鎖国政策開始時の＜異国人＞関係への介入、子どもの追放政策と母方養育政策、開国時の遊女に限定された関係から、雇用関係認定への変化の道筋をたどる。もっとも、最後の関係づけについては、日本側は雇われ妾（正妻ではないが妻）、外国側は家政婦という認識のずれがあったようである。

第2章は＜異国人＞関係を公的にはどのように位置づけるか——婚姻か、そうでないか、外国人と日本人の間に生まれた子どもをどのように処遇するかをめぐる外交問題資料を取り扱う。太政官布告、条約草案、人身売買事件に関する文書を素材として、幕末から明治にかけての間に、母親の父親との関係によって、それまでは嫡子と庶子と区別されていた子どもたちの「身分分け」に、あらたに私生子という区別が法的に創設される。それは、日本人とは誰かという定義を行う過程で、戸籍により「対内的日本人」の境界を引くために必要だったと主張する。最後に、憲法その他の法律の整備に先立って（必要に迫られて）明治政府がナポレオン法典を参照して布告した内外人民婚姻条規による日本人と外国人との婚姻の要件と効果の規定に法的な「国際結婚」の制度化をみる。

第3章では、この内外人民婚姻条規にたいする諸外国の対応、つまり、それにしたがって行われた婚姻の有効性や問題点についてのロシア、フラ

ンス、ドイツ、イギリスの指摘を、『大日本外交文書』によって検証していく。先に見たように、著者は国籍法が制定され、諸外国にも正統な婚姻と認められる条件が整備されるまでの間、つまりこの内外人民婚姻条規が有効であった期間を、条規の文言(条文は75頁)に基づき、「分限主義時代」と呼んでいる。諸外国からの反応は「日本人タルノ分限」に主としてかわり、各国の反応はそれぞれの国がどのようなものとして「国籍」を考へるかを反映していた。当時、それは日本においてだけではなく、「文明」諸国においても「国籍」や「帰化」概念自体が未だ発展途上であったことを示している。

日本の分限制度を、著者は個人が個人として国籍を取得することはできず、婚姻によって「家」の一員としての地位をえることが日本人としての地位をえることと未分化であり、『家』優先主義によって夫婦国籍同一主義を実現する(91頁)ことに特徴があるとす。次に、分限主義下の「国際結婚」を、男女の国籍の関係、「婚嫁」か「婿養子」という軸で4類型(理念型)に分類し、規定上不可能であった日本人男性が外国人女性の婿養子になるタイプを除く3類型について、数量的分析を行っている。すなわち、分限主義時代の「国際結婚」の主流は、来日した外国人男性に日本人女性が嫁ぐ型であるといえるが、少数ではあるものの外国人男性が婿養子として「家」に入った例も見逃すことのできない特徴であるという。

第4章では、外国人男性に日本人女性が子連れで嫁いだ場合の事例を二つ取り上げ、日本国内と夫の本国における議論を詳細に検討している。そこでの問題は、第一に、内外人民婚姻条規によれば「日本人タルノ分限」を失ったそれらの女性は、夫の本国の国民(臣民)としての処遇を受け

ることができたのか。第二に、婚姻前に二人の間に子どもが生まれていた場合、婚姻条規には規定はないが、日本人間であれば法的には私生子であり、婚姻によってその身分が変わらない子どもたちは、父の本国からはどのように見なされていたのか、である。史料の検討に入る前に、著者は、当時、諸外国人は主として居留地で生活していたのであり、そこは治外法権の場であったことに注意を促す。

第一の事例は、日本側からのイギリス人夫の子どもと日本人妻を、イギリスの国籍に登録してほしいという要請にたいして、イギリスが、居留地において日本の法律に従って婚姻が行われたのであればそれは日本人については有効であるが、イギリスが有効と認めるかどうかは別であるという回答をしてきた。それに対して、イギリス人たる夫が、裁判を本国で提起し、婚姻を有効と認めさせたブリンクリー事件である。著者によれば、この裁判の意義は、第一に、居留地でのみ認められる婚姻と、イギリス政府が正当と認める婚姻とは違いがあることを示したことであり、その違いは領事裁判権などを認めた不平等条約により基礎づけられていた。第二に、他方配偶者の国によって正当性を認められたという点で最初の国際結婚であったが、それは裁判当時に日本がまがりなりにも「文明国」としての法制度を整えつつあったことと関係しているということである。

しかし、イギリス人である父が、日本人母との婚姻に伴い、二人の間の息子をイギリス籍にいれることを希望した第二の事例によれば、イギリスは居留地の婚姻と正式な婚姻とを明確に区別しており、したがって、イギリスの保護を与える＝居留地においてイギリス人と同様に扱おうということと、イギリスの臣民である＝本国においてもイギリス人であるということとを明確に区別してい

た。結局、子どもは日本国籍に入れられることになるのだが、その間の日本国内の各役所の見解の不一致と上記のイギリスの見解から、日本は「日本人タルノ分限」という文言においても、また一般的認識という点においても、国籍と戸籍との区別を明確に意識化していなかったことが明らかにされる。そのために、戸籍と国籍の隙間が意識されず、無戸籍であることが同時に無国籍であることをも意味する状況が生じていたのである。著者によれば、日本の場合の戸籍と国籍、イギリスの保護と臣民とは問題の構造が相似形なのであった。(138頁)

第5章は、外国人男性が日本に帰化する当時唯一の方法であった婿入りを取り上げる。なぜ「国際養子縁組」が許されず、婿養子または入夫のみが許されたのかを史料から検証する。また、婿入りすることによって夫たる男性が妻の国籍を取得し、元の国籍を喪失するということに対する諸外国の反応を通して、「国籍」観の多様性を明らかにする。

養子縁組は願出でに対して理由が明示されずに不許可とされた。婿養子縁組については、「日本人タルノ分限」をえて、日本国内での営利活動を自由に行うための方便として縁組がなされようとしていると判断された場合は不許可になったようである。外国人を養親として日本人が養子になる養子縁組は、未成年者については人身売買の懸念から、成年者についても、養子制度は民法上の制度であり、「家」のための養子制度は諸外国には理解困難であろうという理由、さらには家のための養子制度が日本の文明化の障害であるという論もあり、不許可とされた。

外国人女性への日本人男性の婿入りは禁止であるのに対し、日本人女性への外国人男性の婿入りは許可された。諸外国との対等性を示すため、内

外人の婚姻を許可することと、養子縁組を手段とした人身売買を禁じることが先行していたという与件があった。それらと、対内的に家制度を核として国民を支配する政策に不可欠な戸主の確保、逆にいえば戸主(及び家督相続予定者)は戸籍離脱を不可能にする必要とがあいまって、男性と女性の婚姻形態による処遇の不一致を生み出したのである。著者によれば、これは明治政府の欧化主義と和洋折衷とが分限主義時代の「国際結婚」の特徴をなす二重構造である。(157頁)

婿入り、つまり「文明国」の国籍を捨てる行為に対する諸外国の態度は、各国の国籍観により異なり、当時の国籍概念の多様性を映し出すが、それは各国の法制度のあり方や、植民地、移民政策の基本方針を反映したものといえる。

第6章は、日本人男性が「日本人タルノ分限」を捨てることができなかつたのか、また、分限主義時代において「国際離婚」は、「日本人タルノ分限」についてどのような法的効果をもつたのかを検討する。まず、日本人男性が外国籍を取得するさまざまな試みがなされたが、いずれの場合も政府は許可しなかつた。日本人男性は「日本人タルノ分限」を捨てることはできなかつた。離婚の場合には、いったん「日本人タルノ分限」をえた以上、諸外国の法律や判例を参考にして、それは既得権であるとみなされ、離婚しても「日本人タルノ分限」を失うことはなかつた。子どもについては、外国人父である場合、母の承諾があれば本国に連れ帰ることができが、外国人母の場合にはたとえ日本人父が承諾していても連れ帰ることはできなかつた。

日本人男性がカリフォルニア州においてアメリカ白人女性との婚姻によってアメリカ国籍をえる＝日本国籍を離脱することを試みたが、同州の雑婚禁止法によって、アジア人(モンゴロイド)で

あることを理由に婚姻を許可されなかった事例を、著者は、人種という差異を、国籍よりも重視して差別化するという、日本とは異なる婚姻観の例とする。それに対して、当時の日本の分限主義時代の婚姻は「日本人タルノ分限」のみが問題とされたことを再確認する。

第7章では、分限主義時代全体を総括するために、内外人民婚姻条規によらずに実質的に帰化した「辺境地住民」の問題と、条約改正問題にからむ帰化論争を取り上げる。前者においては、当時法的には外国人が日本国籍を取得することは「国際結婚」によるしかなかった。しかし、小笠原諸島には、条約締結国の国籍をもつ「移民」が居住し、一方北海道には開拓使が雇用した清国人「入植者」がいた。明治政府はこれらの土地が日本の領土であることを明確にするために、いわば法外の方法によって、国内的手続のみにより彼らに戸籍を与えたのである。戸籍によって日本人たるの分限をあたえられたこれら辺境地の人びとには、しかし、日本国内を自由に移動することは許されなかった。あくまで日本の国境画定のために辺境地住民を日本人とする必要から行われた帰化であった。

独立した地位にあった琉球を日本の支配下におさめるために、日本は琉球国を琉球藩とし、次に琉球藩を廃止して沖縄県とし、日本の一部とした。ただし、著者が対内的日本人の指標としている戸籍への編入については、時期は定かではなく、日本化よりも大幅に遅れたようである。また、樺太・千島交換条約による旧ロシア領千島列島の住民は日本の支配下におかれたが、戸籍についてはこれもまた不確定である。これら二つの辺境においては、領土を明らかにするために日本領・日本人とされたが、その人びとは帰化という扱いをうけず、戸籍についてもいい加減な扱いを

受けていた。

7章の後半は、内外人民婚姻条規という日本の戸籍への婚姻を通じた出入り方法の定めしなく、したがって同条規の「日本人タルノ分限」の定義は法的にはなく、また婚姻以外の日本国籍取得方法、離脱方法はなかった。しかし、不平等条約改正のために西洋諸国並みの法整備が焦眉の課題であるなかで、帰化は戸籍という家の問題から、国籍という国の問題へと変化した。法制度が整備され、「近代国民国家」の体裁が整って、ようやく条約改正が実現した。これにより、領事裁判権が撤廃され、外国人居留地がなくなり、分限主義時代が終わる。つまり、対等な国家としての体裁と関係を整えて、「文明国」の仲間入りを果たした。

結論では、本書の議論を総括し、著者が史料に基づき導出した分析概念の有効性を、国民国家形成の国際比較、西洋の国民国家論における議論への批判、「箱」という概念の可能性について論じている。

国籍と戸籍の二重構造が幕末から明治にかけての、日本の国民国家形成の特色をあらわし、それらに対応する対外的日本人と対内的日本人という分析概念は歴史的事実から取り出された日本人の境界を画するものである。また、西洋の国民国家形成にかかわる議論においては、国籍と市民的権利とが互換的に語られていて、市民社会と国との隙間はあまり意識されていないと述べる。それに対して日本の国民国家形成においては、戸籍と国籍とが互換的に語られ、国籍はあまり意識されてこなかったし、両者の乖離もまた問題化されてきていないと指摘する。最後に、今後の課題をあげ、箱という空間的概念を利用することによって、内部における諸個人・集団の立体的な構造をも取り込んだ複雑なモデル構築の可能性が開かれ

ると主張する。

### 3. 若干のコメント

以上のように、著者は江戸期から明治にかけての史料を丹念に読み解き、国際結婚を緒として日本人という概念自体が国民国家形成期に体的関係に迫られて形成されていったものであることを示す。さらに、分析概念として対内的日本人と対外的日本人を導き出し、それによって日本人は国籍と戸籍という二重構造に支えられた概念として成立したが、その過程においては戸籍という家への所属が先に意識化され、また主として家の維持や帰属が法的に整備されることが国籍を法的に整備することに先立ち、近代化のなかで、政府において激しく議論されたものであったことを実証した。

本書は、史料を分かりやすく説明し、事例も豊富に紹介していて、普段旧仮名遣いや文語体に慣れ親しんでいない評者にとって、大変貴重な資料を提供してくれるものである。まず、その努力に敬意を表し、感謝したい。

次に、近代化や国民国家形成論というと、一部フェミニズム的立場のものを除けば、近代的公私二分論のいわゆる公的領域の史料とデータを、公的領域にかかわる分析概念でもって理論化することが主流であったといえる。しかし、著者は、結婚という私的領域にかかわる個人の实践という、これまでの国民国家形成の議論においては置き去りにされてきた角度から切り込んでいる。これだけの史料を集め、私的事項に関する公的言説、法的資料を詳細に検討していることは、賞賛に値する。それは、おそらく国民国家および近代化論全般は言うに及ばず、——著者は否定するかもしれないが——フェミニズム的研究にたいしても大きな貢献たりうると考える。つまり、理論枠組みと

しては、本書はジェンダー理論に立つものではないかもしれないし、また、批判理論としてという意味ではまったくフェミニズム理論的ではないといえよう。しかし、フェミニズム理論が、公的領域と私的領域との暗黙の境界づけと、それぞれの価値づけの格差、私的領域の不可視化を問題化することから始まっていたということ、そして公的領域と私的領域との境界線がいかにか公的言説によって構築され、再確認されているかを問題化する面を持ちつづけていることを思い起こしたい。そうすれば、日本のこの時代における史料に基づく実証的研究としても、理論的研究としても、本書の潜在的な貢献は認められねばならないであろう。

また、本書からジェンダー批判的に読み取れることを記しておくならば、女性が「交換」されていく、あるいは差し出されていくことは、やはり構造的な問題であって、一定の普遍性をもっていること。差し出される女性は、いわゆるプロの女性であって、一般に聖母と娼婦の二項対立として表象される、妻・母として望ましい女性と、性的対象としての(したがって望ましくない)女性との二分化もまた、西洋キリスト教文化圏だけの問題ではなさそうなこと。(余談だが、外国映画の八千草薫の清楚で可憐な蝶々さんを思いだし、では彼女はどの「身分」だろうか?名付遊女?傭妾?本人の意識は?と悩んだ。著者をご存知ならご教示いただきたい。)また、結婚が法的に認められることが当事者と彼女らの性的関係の公的承認により正統性を付与する強力な要素のひとつであること。家制度の戸主による家族の支配構造という国家の支配構造のミニチュア的制度化と、とくに女性の性的関係の法的規制との間には密接な関係があること。これらへの本書の示唆は、ジェンダー論研究にとって、本書が近代化過程の日本に

ついでに貴重な資料になることを示す。

最後に、いくつか素朴な疑問をあげておきたい。冒頭でも述べたように、歴史社会学は難しい。それは、現在のわたしたちが、「あたりまえのこと」として受け入れ、何の疑問ももたないできたことについて、実はその「あたりまえ」が創られたものであること、しかもそれが比較的最近のできごとであって、伝統や不易という信念まで脅かすからである。つまり、頭では分かっても、気持ちでは分かりたくないという状況が、難解さとして認知されるといえよう。その意味で、日本人という意識、戸籍・国籍という制度、国際結婚という「自然な国語」の歴史性・特殊性をつきつけた本書もまた難解でありえ、それは本書がれっきとした歴史社会学の業績であるということの証明でもある。

しかし、本書が分かりにくさを残しているひとつの点は、日本人／日本国という意識が、近代国民国家的意味においては確かに明治期に成立したものであったとしても、それ以前の、たとえば鎖国政策における日本国とは、また、もっと遡って、豊臣秀吉が朝鮮半島へ出兵したときの、あるいは足利義光が「朱印船貿易」をしたときの、日本人／日本国と、どのような連続性または断絶があるのか、ないのかである。著者にいわせれば、評者もまた日本的幻想に囚われているということになるのかもしれない。しかし、社会史や、家族の歴史社会学などは、家族についての近代と前近代の認識、モデル、心性が、いかに変容したかを描いて見せているという点で、非常に分かり易くもあるのである。また、前近代に何らかの素地があって、近代化が容易であったと考えられるのが、国家による婚姻の管理、つまり法的結婚制度ではなかろうか。極めて短期間に法的結婚制度を作り上げえた（実際の庶民の遵守とは別問題）こ

との背景には、江戸期の武士の婚姻を、幕府や藩主が管理していたことが関わっているのではないだろうか。少なくとも、制度を設計する側には、政府による管理を当然として受容するメンタリティが用意されていたのではないだろうか。

次に、雑婚という言葉が日本で定着しなかったことについては、この言葉の、白人キリスト教徒の視点からの、白人とそれ以外の人種、あるいはキリスト教徒とそれ以外の宗教信者との差別的な価値づけという含意を考えれば、被差別側が好んで使用することも考えられない。それに対して、国際結婚という言葉が定着したのには、おそらく、日本人当事者の、根拠のない優越感と、周囲のこれまた根拠のない羨望が、あったのではないだろうか。問題は、この国際結婚というときにわたしたちがイメージする相手方外国人とは誰か、である。それは単に国籍の違う人との結婚とは、一般にはイメージされているとは思われない。おそらく、英語かフランス語（ヨーロッパの言語）を話す、金髪碧眼の人と結婚することをイメージするのではないだろうか。そのような相手であれば、素直に感心するが、そのイメージに合わない人であれば、驚くとういうのが大方の反応であろう。つまり、一般的に、国際結婚というとき、わたしたちがイメージするのは、異人種である白人との結婚であることが多いように思われる。それは、日本人のネーション意識が、国籍よりも人種、とくに西洋人との対比において形成されてきたということではないだろうか。つまり、「国籍」の違いが最も強く意識されるのは、一目瞭然に異人種であり、宗教、文化における差異が重層的に見出される存在である西洋人だったのではないだろうか。その結果、国際結婚という言葉は、相手の国籍だけではなく、より広く、人種、文化、言語などの差異を一括して表現する言葉として流通する

ようになったのではないだろうか。もちろん、国籍や婚姻の法制化に携わった人びとの意識においては、国籍は国籍を意味したのであっただろう。そうすると、彼らの語っていた規範的言語と、日常世界における言語とは、同じ「国際結婚」でありながら、異なる内容、イメージを喚起するものであることになる。このことについて、著者はどのような見解をもっておられるのだろうか。

さらに、推論になるが、ネーションとしての自己認識が西洋人との対比で形成されたとする、恐らく、二つの帰結を伴ったのではないだろうか。ひとつには、西洋人との対比によって、日本人のなかの、地方や生活様式による多様性や差異が極小化されてしまい、「単一民族」幻想の基底となったのではないか。もうひとつには、西洋人を追いつくべき目標としていたことともかかわって、アジア人や、西洋人とは異なる民族の、固有性、多様性などを正当に評価することを阻害した／しているのではないか。

三番目に、国籍と市民権という西洋的二重構造と、国籍と戸籍という日本的二重構造という指摘は、大変興味深い。というのは、戸籍というのは国民を把握する制度であって、国家がこれを整備し、管理・運営しているという点で法的制度である。しかし、戸籍はまた家族という一見自然であたりまえと見なされやすい制度と深く結びついている。その限りで、戸籍制度を批判することは家族を批判することと混同されやすい。それは民法改正（選択別姓制）の議論の反対論者の主張を例としてあげるまでもなく、廃止することはおろか、中身を変えることすら容易ではないということの意味する。それに対して、市民権は市民としての権利の束として存在していて、法的権利が基底にあり、その限りで、「人としての権利」に訴えることで、その中身を変えていく可能性が、市

民的権利をもたない人びとにも開かれているということである。また、権利という概念の持つ理想主義的あるいは普遍主義的力によって、奪われていることの不当性をまず当事者が自覚すること、それを世間に訴えることが比較的容易であって、しかも、少なくとも権利を重んじる社会においては、訴求力と貫徹性がある。また、市民的権利は権利という公的言説であり、市民という地位は、第一義的には公的領域の活動に参加することのできる者を意味する。それに対して、戸籍は、戸主の公民としての身分を示すものであったが、その他の構成員については戸主の支配に服する者としての地位を明らかにするものである。現在では戸籍の筆頭者もそれ以下に名をかかれる人も公的身分には差がないかもしれないが、戸籍の構成員間の関係は、公民間の関係とは質的に異なっている。そうすると、日本には市民社会というのはどのようにして立ち現れてきたのか、どのように存在しているのかが興味ある課題となるだろう。

最後に、著者が拘りをもつ「箱」という概念について、立体である以上、内部の構造も立体としてモデル化する可能性が開かれているという点で、極めて可能性に富む概念であるといえよう。しかし、個人をモデルに取り込むとき、つまり個人の錯綜したアイデンティティを捉えようとするときには、「箱」は少し柔軟性に欠ける恐れがないだろうか。もっとも、これは空間図形が得意ではなかった評者の被害妄想かもしれないが。

#### 4. 結びに代えて

始めに述べたように、本書を読むことを通じて、評者みずからの社会学者にたいする法学的期待を思い知ることになった。それは、社会学および社会学者は法的データよりももっと「社会的な」データを検討するもので(あってほしい)、

法学者がびっくりするような「生の事実」を突きつけて目を覚ませるような、あるいは怒らせるような研究をするものである(べきだ)、という期待である。その(身勝手な法学的)「期待」に反して、著者は法的資料を丁寧に分析して見せ、国籍や婚姻制度といった近代的法制度の確立をもって近代国民国家成立の一応の目安とするのである。それは一法社会学研究者である評者からしてみると、あまりに「リーガリストティックな」立場に見えた。

しかし、一歩進んで内省してみれば、それは一種の「縄張り意識」のようなものでもあって、あまり正当な批判に発展しえなさそうであった。事実、本書のような業績は、法制史や法社会学において蓄積されているべき、社会と法の生きたかわりを明らかにする試みのひとつといえよう。本書で著者が展開して見せた「リーガリストティックな」資料収集と分析は、これから法社会学や法学が、社会学と相互により緊密に議論を戦わせながら、それぞれの学問的探求をより広がりと深まりのあるものにしていくための貴重な出発点となりえるのではないだろうか。

## 書評へのリプライ

嘉本伊都子

「この論文はジェンダー分析の視点が欠けている」という点が、某大学出版会から、博士論文の出版を断られた理由の一つだった。今回、本学部で「ジェンダーと法」を担当されている南野佳代先生に敢えて書評をお願いしたのは、フェミニズムだけではなく法学的視点をお持ちの評者に、どう切り刻まれていくのだろうかという、いささかマゾヒステックな興味があったことをここに告白しておかねばなるまい。

<2. 本書の紹介>を読んだ読者は『国際結婚の誕生』を読まなくてもよくなるような要点のとりこぼしのない、しかも簡潔な紹介で、本の売れ行きをまじめに懸念してしまうほどだ。

南野先生へのリプライは、<3. 若干のコメント>、<4. 結びにかえて>に答えるかたちですすめていきたい。

サラブレッドではないにしても、若干社会学を嗜んできた者にとって、法制史的な歴史資料を読解することは、本当に骨の折れる作業であった。それを本にするにあたって、さらに「現代語訳」するという労をねぎらって頂き、素直に嬉しく思う。だが、トレーニングを十分に受けたとはいえ著者の読解であるので、常にそのことを留保しながら、読んで頂きたい。歴史学あるいは法制史の専門家から、誤読の指摘を受けたら、きちんと誤りの訂正をしたいと思う。引用される場合は、常に原典にもどられることをお勧めする。

「私的領域の不可視化を問題化する」という点で、否定まではしないが、意外にもフェミニズム的研究にたいしての貢献になりうる、という指摘は、まったくマゾヒステックな興味の裏をかかれてしまった。なるほど、そういう評価もあるのかと、くすぐったいような気持ちになった。

だが、その直後のジェンダー批判的に読み取れる女性の「交換」論については、賛成しかねる。江戸の特に遊女へ、御指摘のような、<妻・母として望ましい女性> VS <望ましくない女性>の西洋キリスト教的な二元論をあてはめるのに、ためらいがある。近代的性的規範、あるいは価値観が浸透する以前の、江戸の性にたいする研究を、きちんとやっていないので、ためらうわけであるが、婿養子をも、つまり男性の「交換」を可能にする構造は、ただたんに、家制度の戸主による支配だけに還元できるものではないであろう、とい

う直感に近い(これを理論化できれば、わたしはすごい社会学者になるかもしれない!) 確信があるからだ。西洋人による遊女観察の「おどろくべき考察」は、遊女たちが落籍させられ、結婚できる、という〈妻・母として望ましい女性〉に、転化してしまえるということにある。娼婦という言葉をprostetuteとほぼ同義語として使うならば、遊女は娼婦と同じランクに位置づけられるべきではない、と考える。もちろん、男と女という二元論でいうならば、どこまでいっても、遊女と娼婦は女であることから、そこへ収斂してしまうこともわかっている。だが、男であって、性的サービスに従事していた人々の存在を、どうすくいあげるのか、どう切り込むのか、という問題もあるのだということをつけ加えておきたい。それは、「種馬」としての役割を果たす、婿養子の存在をもっと明確に位置づけることになるであろう。

社会学者があまり踏込もうとしない江戸からわざわざ論をすすめたのは、近代を主題とする際、歴史の連続性をあまりに軽視した社会学的な研究が多いことへの反発があったからだ。島国であるがゆえに、近代国民国家とは異なる位相においてであるにしろ、〈日本国〉としての漠然としたまつまり意識の有無は、時代を遡ることができる。江戸を起点にしたもう一つの重要な理由は、為政者による男女関係への介入がはっきりと読み取れる点である。それは民衆の婚姻をある程度コントロールしたであろう宗門改帳だけでなく、武士同士の婚姻の管理という江戸時代的基盤がなければ、明治国家の近代化へのテイク・オフは、かくもスムーズにはいかなかったであろう。それは、評者の意見に全面的に賛成であるし、うまく表現できていなかったかもしれないが、拙著にも書いたつもりである。

「よくぞ言って下さいました!」と思うコメントは、「一般的に、国際結婚というとき、わたしたちがイメージするのは、異人種である白人との結婚であることが多いように思われる」という部分である。拙著のサブ・タイトルが「〈文明国日本〉への道」であることと、この部分は深く関わっている。白人に英語で On becoming a 'civilized nation' というサブ・タイトルをつけたことを話すと、日本研究に造詣の深い学者を除いて、一様に顔をしかめる。おそらく 'Nation State' であれば、顔をしかめなかったであろうと思うと、苦心してタイトルをつけた側からすれば、うまくツボにはまってくれたとほくそ笑む瞬間である。'civilized nation' とは、白人が建設した国という優越感にみちた、今では "politically incorrect" な言葉だからこそ、良心的な白人は眉をひそめるのだ。国際結婚は良きにつけ、悪きにつけ、文明国にならなくては、国際社会の仲間に入れてもらえない、という焦燥感と、日本人たるわれわれになしとげられるはずだ、という自尊心との戦いの果てに生まれたものだ。評者が看破したように、国際結婚という言葉が、使われるようになったのが日清・日露戦争の間ぐらいであったことを考えれば、日本人としての根拠のない優越感が成立するころだともいえよう。

国際結婚が雑婚を駆逐できたのは、雑婚概念をも内包できるものであったからだ。ここで踏込んで考えてほしい。西洋産の、あえていうなら白人の手による国際法の基本ルールにそって存在できるかいないかが、国際社会の一員である「文明国」たりえるか、たりえないかの分かれ目だった。であるならば、「国際」という言葉は、「文明国」と同様に、“politically incorrect”とされても、仕方のない地点にまできているのではないか。だからこそ、グローバル、グローバリゼーション、と

いう言葉がもてはやされる昨今になったのではないか。

国籍を明確にしなければならない、婚姻を国家に支配下におかなければならない、という白人産の近代国民国家ルールを守ることのできる近代国家日本であることが、国際結婚の存立構造である。だからこそ、日本人が、「一般的に、国際結婚というとき、わたしたちがイメージするのは、異人種である白人との結婚であることが多い」のである。

「日本人タルノ分限」の得失しか規定していない内外人民婚姻条規に、白人とアジア人とを区別したり、差別したりする規定は一つもない。このことははっきり差別を規定していたアメリカとは異なる。だが、「日本人タルノ分限」が国籍へと生まれ変わったときから、国籍そのものもつ、国籍自体の比重(こういう言い方がわかりにくければ、使えるパスポートと使いにくいパスポートがあること、つまり、ある国のパスポートを持つ人は入国を歓迎されないという現実を考えていただければわかりやすいかもしれない)が、社会学的考察の対象になりえるのである。

評者が推論から得た二つの帰結は、とても的を得ていると思うし、特に、二つめの帰結が正しいことへの傍証として、日本が朝鮮を支配下に強引におこうとした際の政策の一つであった「内鮮結婚」(内国人と朝鮮人との結婚)という言葉を使えることができるであろう。

本書の理論的枠組みでもある二重構造に対しての、専門的なご批判はもっともであると思う。「家」の箱(戸籍、「対内的日本人」)、「船」の箱(国籍、「対外的日本人」)がそれぞれ空間的要素

を含みながら、入籠状態になっているのだ、という日本研究ではオーソドックスなこのモデルは、社会学的なモデルである。それを、最後に指摘されているようにあまりに「リーガリストック」な問題の立て方=国際結婚の歴史社会学的条件、そして法制史とも位置づけられる史料から得たモデルでもある。国籍と市民権という西洋の近代国民国家あるいは市民社会を基盤とした「人としての権利」のほうが、「訴求力と貫徹性がある」という主張は、あまりに「リーガリストック」=「西洋近代型法学」で面白いと思う。日本には「市民社会」の箱など存在しないのだ、という箱モデルに対して、「どのように存在しているのか」を問うことは、きわめて挑戦的な法社会学的研究課題なのではないだろうか。

科学者が科学を普遍だと思ふ傾向と、法学者が法を普遍だと思ふ傾向は、非常に近い関係にあるのではないか、というのが私の考えである。しばしば、我々はそれが近代の西洋の歴史的産物だということを、忘れてしまう。社会学はどうしようもなく、西洋の産物であるように、近代の学問のほとんどが、西洋産近代国民国家の強化のための学問である限り、そこで培われた言葉や、概念をうまく利用して議論を展開せざるを得ない。それらを利用しつつも、日本特殊論に陥ることなく、他の社会との比較の可能性を残しておきたい、という意図を、しかも、社会学に自閉することなく、法学、歴史学など他領域にも議論の余地が開かれている研究でありたいと願った著者の思いを酌んで下った評者にお礼を申し上げてリプライを終わりにしたい。